

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2440号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

閑話休題

最近、全国でも数十番内に入る大都市の職員Aさんと知り合いになった。彼は、公務員生活一〇余年。彼は人柄も良く頭も良いし、そこそこの大学の法学部を出て上級試験に合格している。もっとも、彼は最初、市役所受験に失敗した。学生時代彼よりずっと下だった人が現役で通っているのに、彼には政治的な援護者がいなかったのだ。入庁後も、公務員が嫌がる窓口ルーティンワークに長く携わり、ほとんど市の中核的職場に配属されたことがない。彼は、補助金、計画、企画、法制、財政など、どの重要な仕事も経験していない。専決規定の意味も知らずにきた。しかし、彼のケースは、この市では特異な例外ではない。縁故人事と気まぐれ人事、大規模ゆえの極度の縦割行政に翻弄され続けた。職場の研修にも一貫性



春の野にて

はない。こうした環境で優れた人材を生み出すことは至難のことである。ところが、町村の職員なら、二〇年間にもう少し幅広い仕事を体験する。私が長年お世話になっている町を例にとると、職員一人当たりの研修経費は全国平均の一〇倍程度である。

自治体規模と職員的能力

九州大学大学院法学研究院教授

木佐 茂男

る。九〇名余の職員のうち一五名程度は地域はもとより全国規模でも講演を行っている。この比率なら、Aさんの組織では千人以上となるはずだが、現実には二〇名もいるかどうか、というのが庁内雀の話である。私の持論だが、自治体の規模と職

員の能力は無関係なのである。だが、問題のある大規模自治体の職員ほど、そのことに気づいていない。Aさんの勤務する市では、合併先の旧町村出身者の昇進が極端に遅くなる。町村職員を見下しているのだが、現実には逆転しているケースが少なくない。小さい町村の方が危機感もあって、徹底した人材(人材)育成や研修を行い、職員自身も休日にも無報酬の研修に自ら積極的に出てくる場所がある。

地域性や議会体質も要因である。だが、トップリーダーの姿勢如何で体質改善は可能である。首長が人材育成や正当な人事管理に政治力を発揮しなければ、なかなかの勉強家でプレゼン能力も結構あるAさんは、大規模なるがゆえに芽の出ぬまま、人材から人罪になってゆく。これでは住民との情報共有も住民自治も絵空事でしかない。

もくじ

活動	基礎的自治体に関する緊急要望 = 全国町村会(2)
活	地方自治確立対策委員会を開催 = 地方六団体(3)
活	地方分権改革推進会議「試案」に対する意見 = 全国町村会(4)
政	「構造改革特区」第一弾を認定 = 内閣府(6)
フォーラム	日本一の巨大迷路「とうもろこし3万坪迷路」で地域づくり = 北海道本別町(11)
随情	市町村合併を考える - 今なぜ合併か -沖縄県浦連町長 蔵當真徳.....(14)
想報	政策レーダー(16)

基礎的自治体に関する緊急要望

全 国
町 村 会

記

山本会長が自民党麻生政調会長に要請

全国町村会（会長・山本文男福岡県添田町長）は、このたび「基礎的自治体に関する緊急要望」を決定し、5月15日、山本会長が自民党の麻生政調会長に面談、同要望の実現方を要請した。

この度の緊急要望は、さる4月30日に地方制度調査会がとりまとめた「今後の地方自治制度のあり方に関する中間報告」に対し、合併を絶対に強制しないこと、等、町村の主張を明確に打ち出したもの。

全国町村会は、同緊急要望を自民党三役に提出するとともに、都道府県ごとに地元選出の国会議員に要請活動を行った。

基礎的自治体に関する緊急要望

我が国は、バブル経済崩壊の後、長引く景気低迷の中で国・地方を通ずる借金残高は増加の一途をたどり、厳しい財政状況下にある。

このような中であって、全国の町村は、経済効率・行政効率を優先して強力に進められている市町村合併の動きに対応するとともに、自らも行政改革に懸命に取り組んできているところである。

しかるに、このような町村の実情を十分認識せず、あたかも、小規模町村の存在が地方分権推進の妨げになる、あるいは行財政改革の動きに反するというような議論

が依然なされていることは極めて遺憾である。そのため、町村長の中には、行政改革を推進するにあたっては、まず国家の指導的立場にある者が自ら範を示し、例えば国会議員の定数を半減する等、国民の信頼を得る努力を惜しんではならないという声も出ている。さらに国家公務員の一層の削減や公務員給与の見直し、いわゆる外郭団体の抜本的な改革等を推進すべきであるという意見も出ている。

過日、地方制度調査会から「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」が出されているが、それぞれの町村は、歴史的な経緯、文化・風土や自然的・地理的条件等が異なっており、特に市町村合併は地方自治の根幹に関わり、将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を及ぼす最重要事項であるだけに、誰に強制されることなく、関係市町村の自主的な判断により進められることが何よりも重要である。

よって、下記事項について強く要請する。

- 一、合併はあくまでも関係市町村の自主的判断で行われるべきものであり、絶対に強制しないこと。
- 一、現行合併特例法期限到来後における新法の制定にあたっては法律上人口規模を明示しないこと。
- 一、いわゆる「事務配分特例方式」は、地方分権の理念等に反するものであり、容認できない。合併のスケールメリットが生かせず、合併ができない地域等のため本会が提案している市町村連合（仮称）の制度化を図ること。
- 一、合併しないことを理由に財政的なペナルティー措置をとるようなことは絶対に行わないこと。
- 一、合併推進や今後の地域自治組織の設置にあたっての国及び都道府県の関与は、必要な助言や情報の提供等にとどめること。
- 一、三位一体の改革を進め、将来の地方税財政の姿を早急に示すこと。
- 一、税源移譲等の検討にあたっては、人口が少なく課税客体に乏しい町村の実情に配慮すること。
- 一、地方交付税の持つ財政調整機能・財源保障機能を堅持するとともに、町村が人口に比べ広い面積を有し、国土保全等に重要な役割を果たしていること等、その実態を反映した財政需要の算定を行うこと。



麻生政調会長（左）に要請する山本会長

活 動

地方六団体

地方自治確立対策委員会を開催

山本会長が税財源問題で意見陳述



全国町村会（会長・山本文男福岡県添田町長）など地方六団体は5月16日、真の分権型社会実現のための行財政制度のあり方を検討することを目的に設置した、地方自治確立対策委員会の初会合を都道府県会館において開催した。

会合では委員長に茂木友三郎キッコーマン社長を選出した後、喫緊の課題である地方分権改革推進会議が先に打ち出した国庫補助金、地方交付税、税源配分を見直す「三位一体改革」についての試案について議論した。試案では地方への税源移譲先送りや国による財源保障機能の見直しなどが言及されていることから、山本全国町村会会長など六団体代表や委員から「国の財政再建のために地方を犠牲にする議論である。」「地方分権に逆行する。」など厳しい批判があり、5月末を目途に政府に対して緊急提言を行う方針を固めた。

山本会長の発言要旨は次のとおり。

山本会長発言（要旨）

市町村合併について

全国町村会長の山本でございます。このような機会をいただき感謝申し上げます。

いま国によって、町村はなくなるような政策を続けていられているというのが実態です。私は国のこのようなやり方がいいとか悪いとかを議論する前に、もっと町村を大事にしてほしいと思っています。市町村合併についても、市がついてありますが、実際は町村を合併して基礎的自治体にして、その基礎的自治体は自立していくようにやるべきだと、それが21世紀の地方分権を確

立することになると、地方分権型の行政と社会を作り上げていくことが必要なんだと、こういうことでいま合併が強調されているところがあります。

全国にはいま3000くらいの法定協議会ができており、大体1300くらいの市町村が合併に向かって確実に歩んでいることは事実です。ところが残りの市町村が合併から遠ざかっているかという決してそうではありません。大体、全市町村が何らかの形で合併に向かって議論しているというのが実態です。ただ、国側が求めているような人口が30万人になるような大型合併は、そんなにたくさん出てこないと思います。むしろ3万人とか5万人くらいの合併の方が多いのではないのでしょうか。したがって合併後に基礎的自治というものを構成することが可能かどうかについては、いささか疑問がございます。

例えば私の住んでいる地域には、10か市町村あります。これらすべてが産業も観光も歴史も文化も全部共通しており、10か市町村が合併すると人口が15万人弱になるんですが、いま合併の方向で議論をすすめています。しかし全部がマイナスイメージの多い10か市町村ですから、合併しても決して自立しうるような市にはならないと思います。しかも中心になっている市が一番負の資産が多いんです。したがって、負をお互いに抱き合っていくという恰好にならざるを得ません。このように合併をするこ

活 動

とよって自立ができ、分権が進んでいくという論理が生まれぬ地域が全国には存在している、という見方が大事ではないでしょうか。合併しても自立できないところをどうするかという問題が残っているのです。

税源移譲について

先ほどからお話があったように税源移譲については、当然やらなければならぬと思いますが、地域によ

「地方分権改革推進会議 試案」に対する意見

全 国 町 村 会

全国町村会は、5月8日および14日の地方分権改革推進会議小委員会（小委員長・水口弘一中小企業金融公庫総裁）において、「三位一体改革」に対する意見書として、「小委員長試案」が示されたことについて、この内容が地方分権改革の方向に逆行するものであり、町村の立場からはと

地方分権改革推進会議「試案」に対する意見

過日報せられた、三位一体改革案の取りまとめに向けた小委員長試案は、これまで機会あることに申し上げてきた全国町村会の意見とは隔絶した内容となっており、明らかに地

る税の偏在性が非常に強いんです。私どもの10か市町村が税源移譲されても偏在性、言い換えますと担税力が非常に低い地域でございますから、この税の移譲を行うにしても、この偏在性をどう解決するかということが非常に大きな障害になるような感じがいたします。

いずれにしても税源移譲をやらぬと地方分権が確実に実施することができないということでありま

方分権改革の方向に反していると言わざるを得ない。

特に、地方交付税にかえて、都道府県の「地方共同税」（仮称）を創設し、市町村は税収の一部を都道府県から交付を受けるような案は、地方自治・地方分権の理念に反するばかりでなく、課税客体に乏しい町村財政にとって重要な役割を果たしてきている地方交付税の総額の圧縮や財源保障・財政調整機能の縮小・廃止につながるものであり、絶対に容認できない。

また、国庫補助負担金の見直しに当たっては、必要とされる事務事業である限り、単に国の負担軽減に止まり、地方への負担転嫁をもたらすことのないよう、明確に具体的な代替措置を講じるべきである。

さらに、分権改革の要とも言うべ

すから、議論の余地は全くないと思えます。ただ、税源移譲のやり方が問題なのです。町村というものは、担税力は低けれども、偏在性は高いということで、交付する方からみると厄介な存在だと言われておりますが、町村は国家的な役割分担をしながら、2700万人近くの人たちが住んでいることを忘れないようにしていただきたいと思えます。

よって、試案については、地方分権改革の推進という基本に立ち返って、抜本的な見直し、修正を行うよう要請する。

(参 考)

地方分権改革推進会議小委員長試案のポイント

- 1、国と地方の税源配分の見直しは、将来、国税・地方税の増税を伴う税制改革の中で行う。
- 2、国庫補助負担金は廃止・縮減を進め、存続するものは交付金や「統合補助金」にする。
- 3、地方交付税は都道府県が税収の一定割合を市町村に交付する「地方共同税」（仮称）と、自治体間の財源格差を調整するため国が政策的に決定する「財政調整交付金」（仮称）に振り分け、削減する。

地方交付税について

それから地方交付税でございますけれども、私はこれは極めて有効な、しかも実質的に効果の高い制度を作ったものだと思います。先輩の方たちが地方が行政運営をしていくためにはこうした制度が一番大事だということ、色々検討して、長年の経験を踏まえて地方交付税というものができたんだと思います。

地方交付税が持っている機能というのは、財源の保障、それから調整機能の2つです。しかも、先ほども申し上げたように、自立力の低い町村にとっては、この地方交付税で運営をしているという実態でありま

す。どこに住んでいようと住民が等しく法的にサービスを受けられるために、交付税が十分その役割を果たしているということになります。それから、地方交付税を大半の財源としているような市町村は、一般的な事務事業をあまりやっていないので、この地方交付税を「地方共同税」というようなものに変えてなくしてしまおうという議論がござい

ますが、国の財政再建のために地方を犠牲にしたいという理屈はないと思えます。ですから、財政再建が全てであって、住民の生活や我々町村の自治権はどつてもいいというふうに言われるならば、これは21世紀の日本のあり方ではないと思えますので、地方交付税については十分配慮をいた

活 動

国庫補助金について

国庫補助金についてでございますけれども、これは、国と地方との関係をよほどうまく考えて調整を行わないと、国と地方の連携が崩れていくおそれがございます。ですから三位一体の税源移譲を行うにしても是非とも必要なものについては、国庫補助金として残していくべきであると思います。

しかしできれば、こういうものがなくて、それぞれの地方自治体、基礎的自治体と言われる所が自分の力でやっていくことが一番いいと思いますが、これは当分望み得ません。合併後も(国庫補助金なしで)やる所とやれない所が存在すると思いますので、国庫補助金についてはそれらのことも考えて検討いただければと思います。

いずれにしても、三位一体の税財源の配分というのは、慎重にしかも十分に考えて実施していただくようお願いをいたします。絶対にこれを実現していただかないと地方は成り立っていきません。

(参考)

谷本石川県知事発言(要旨抜粋)

○私は地方分権改革会議の委員に就任しているが、5月8日の会議で、突然、「水口小委員長試案」が配布された。その中身は、地方交付税を廃止して、法定率分を地方共同税に、上乗せ分は財政調整交付金に再

編をする 地方消費税を「地方共同税」に統合する 税源移譲を含む税源配分の見直しは増税時期まで先送りする 国庫補助負担金の廃止・縮減については、総理に報告した義務教育や保育所運営などの主要11項目については、政府の決定に委ねる 新発地方債の元利償還金に対する交付税措置は廃止する と同時に既発地方債の元利償還金に対する交付税措置の廃止についても検討する といった内容であった。

○これは、地方分権推進法の趣旨や前身の地方分権推進委員会の議論とは大きく隔たっており、地方分権の流れに逆行すると言ってもいいほどの落差がある。

○地方分権の推進を目指して、その運営を可能ならしめる地方税財源制度を構築するという側面よりも、地方交付税の縮減という側面におかれただ大変ドラスティックな改革であり、この私案どおり実施されたとなると地方は早晩大混乱を起こすのではないかという印象を持った。

○我々としては極めて遺憾な内容であり、会議の内容についても極めて誠実に欠けた不十分なものであったと言わざるを得ないが、委員を引き受けた以上、鹿児島県の赤崎委員とともに、現場をあずかる者として、できる限りの努力をしていかなければならないと思う。皆様方におかれども地方分権の道筋を確かなものにするための意見を当委員会が発信しただけであればありがたい。

都市と農山漁村の共生・対流ホームページを立ち上げ

～農山漁村でゆとりとやすらぎを～

<http://www.kyousei-tairyu.jp>

あなたも楽しんでみませんか？

自然豊かな農山漁村でゆっくり休暇を取ってリフレッシュしたい

子どもたちと一緒に農林漁業体験をしてみたい

いつかは農山漁村に住んでみたい

美しい緑や棚田、水辺の風景を守るために何か自分も貢献してみたい

など、新しいライフスタイルを求める人たちに幅広く関連情報を提供し、応援するものです。

このホームページは、安倍官房副長官及び関係する7府省の副大臣から構成される「都市と農山漁村の共生・対流に関する副大臣プロジェクトチーム」で作成の方向が示され、関係する公益法人等が集まった「都市と農山漁村の共生・対流関連団体連絡会」で運営・管理さ

れているものです。今後、皆様方のホームページと相互リンクを行い、さらに充実させ、より使いやすく、情報量豊富なサイトにしていきたいと考えております。

都市と農山漁村の共生・対流に関するホームページの相互リンクについて、皆様からのご連絡をお待ちしています。

【問い合わせ先】

都市と農山漁村の共生・対流関連団体連絡会

事務局：(財)都市豊山漁村交流活性化機構

T E L : 03 - 3548 - 2711

F A X : 03 - 3276 - 6771

e-mail : webmaster@kyosei-tairyu.jp

全国町村会のホームページも相互リンクしています。

内閣府

「構造改革特区」第1弾を認定

町村は農業振興や福祉、教育など

内閣府はこのたび、本年4月1日から14日までの間、地方公共団体等から申請を受け付けた「構造改革特区」の第1弾の認定を行った。

今回、申請された件数は129件(111団体)であったが、認定基準に照らし、熟度の高い57件について特別に前倒して認定がなされた。これらのうち、町村が対象の特区では、農業振興や都市農村の交流、教育、福祉、IT関連を中心にその地域特性を活かした計画が認定された。

政府では、今回申請された残る72件についても引き続き審査を行い、5月中旬に第2弾として認定することとしている。

さらに、6月には第3弾の申請を受け付け、地域の独創的な構想を最大限活かし、経済の活性化などを図りたいとしている。

第1弾で認定された事例の概要は次の通り。

◆構造改革特区推進の背景

(1) 構造改革の意義と目標

構造改革特区(構造改革特別区域)は、平成14年に制定された「構造改革特別区域法」に基づき、本年1月25日に閣議決定された「構造改革基本方針」により推進されている。同基本方針では、構造改革推進の意義について、経済活性化のため、規制改革により民間活力を最大限引き出すことが重要であるとし、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域特性に応じた規制特別区域を設け、地域の自発的な構造改革を進めることに意義があるとしている。そして、そのための環境

整備を内閣が一体となって行うとしている。

さらに、目標として、特定地域における成功事例を全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること、地域の特性を顕在化させ、その特性に応じた産業の集積や創出、消費者・需要家の利益増進による地域の活性化につなげることを掲げている。

(2) 構造改革特区推進の枠組み

構造改革特区法による特区推進の枠組みは次の通りとなっている。

構造改革特区基本方針

(閣議決定)

- ・構造改革特区制度の推進の意義・目標

- ・実施すべき施策に関する基本方針

- ・政府が講ずべき措置についての計画(プログラム)

- ・地方公共団体の構造改革特区計画の作成・申請

(計画の内容)

- ・特区の範囲
- ・事業内容、適用を受けようとする規制の特例措置
- ・期待される地域活性化の効果等
- ・内閣総理大臣の認定
- ・基本方針適合性や地域活性化効果等を見て判断
- ・規制の特例措置の適用については関係行政機関の長の同意(特例措置を講ずることの必要性及び要件適合性については、地方公共団体の判断を尊重。要件に適合する場合、関係行政機関の長は原則として同意)
- ・規制の特例措置の適用

◆第1弾認定の事例の一部

(町村が申請団体となっているもの)

【産学連携関連】

- 1 兵庫県(申請団体) 新宮町・

- 上郡町・三日月町・兵庫県

- 名称「先端光科学技術特区」

- 区域 新宮町、上郡町、三日月

- 町の一部(播磨科学公園都市)

政 策

概要 世界最大の大型放射光施設を擁し、ナノテクノロジー等の先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、外国人研究者の受入促進等により、研究開発成果の実用化や人材の集積を強化し、国際的な光科学研究拠点形成するとともに、新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。

- ・外国人研究者受入れ促進
- ・外国人の入国、在留申請の優先処理

【IT推進関連】

2 岐阜県「八幡町・岩村町・岐阜県

名称「スイートバレー・情場形成特区」

区域 岐阜市、各務原市、大垣市、関市、美濃市、八幡町、多治見市、瑞浪市、土岐市及び岩村町の全域

概要 県南部地域の木曾川流域を中心とした地域に、世界有数の先端技術産業集積地の形成を目指す「スイートバレー構想」において、高度なIT関連産業や優秀な人材の一層の集積、地域情報化の推進、を指しており、高度情報化社会における付加価値の高い情報やサービスの生産現場「情

場」の形成を図る。

- 申請される規制の特例措置
- ・国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認
- ・土地開発公社造成地の賃貸の容認

- ・地方公共団体による電気通信事業者への通信回線の開放
- ・外国人研究者受入れ促進・外国人の入国、在留申請の優先処理
- ・国有施設等の廉価使用の拡大

【農業関連】

3 新潟県「安塚町・浦川原村・松代町・松之山町・大島村・牧村

名称「東頸城農業特区」

区域 安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村及び牧村の全域

概要 恵まれた自然環境と農村景観、伝統文化を含めた資源を活かした、「農を中心据えた地域環境を保全・活用する産業連携」に取り組むことにより、農地の遊休化防止と国土の保全、複合循環型産業の育成、体験交流型観光の育成と拡大、新たな雇用の確保と新規定住を促進し、自然環境の保全と豊かな田舎の形成の実現を目指す。

- 申請される規制の特例措置
- ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認

・市民農園の開設者の範囲の拡大

4 香川県「内海町

名称「小豆島・内海町オリーブ振興特区」

区域 内海町の全域

概要 農業の担い手不足、地場産業の停滞するなかで、小豆島の貴重な地域資源であるオリーブを、加工サイドの企業自らが町内の遊休農地で栽培に取り組み、小豆島産オリーブの実、葉等の原材料の確保と遊休農地の有効活用で町の活性化を図る。

- 申請される規制の特例措置
- ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認

【都市農村交流関連】

5 千葉県「大網白里町・千葉県

名称「NPO活動推進特区」

区域 大網白里町大字砂田の区域のうち、字中内野の全域並びに字金畑、字宮久保及び字木戸口の区域の一部

概要 NPO法人が遊休農地を活用した農業参入を通じて、農地の保全・有効利用の確保、農作物の栽培や農作業を通じた教育、環境保全活動等の多様な農地利用のニーズに対応した都市住民と農村との交流など、NPOの活動領域の拡大と新たな農業生産システム

の構築を図り、農業分野でのモデル的なNPO活動を実証する。

申請される規制の特例措置

- ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認

6 山梨県「須玉町

名称「増富地域交流振興特区」

区域 須玉町の区域の一部(旧増富村の全域)

概要 高齢化・担い手不足による遊休農地の増大、交流人口の低迷等の深刻な課題を抱える増富地区は、秩父多摩甲斐国立公園の西の玄関口として素晴らしい自然景観を有していることから、NPO法人の参入を求め、農業や国立公園での都市農村交流プログラムを展開することにより、交流人口を効果的に増大させ集落機能の維持と地域経済の活性化を図る。

- 申請される規制の特例措置
- ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
- ・国立、国定公園の特別区域におけるイベントの容易化

7 兵庫県「城崎町・竹野町・香住町・日高町・出石町・但東町・村岡町・浜坂町・美方町・温泉町・豊岡市・兵庫県

名称「グリーンツーリズム特区」

概要 観光客の増加に伴い、農村部の活性化を図る。観光客の増加に伴い、農村部の活性化を図る。観光客の増加に伴い、農村部の活性化を図る。

政 策

区域 豊岡市、城崎町、竹野町、香住町、日高町、出石町、但東町、村岡町、浜坂町、美方町及び温泉町の全域

概要 北但馬地域の豊かな自然を活かし、アグリライフ(楽農生活)の推進による農林水産業体験機会の充実、農林漁家民宿、市民農園の拡大などを進め、従来の観光とグリーンツーリズム及びエコツーリズムが融合した新たな体験・交流型ツーリズムを推進する。

申請される規制の特例措置
・ 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認

・ 市民農園の開設者の範囲の拡大

【教育関連】

8 徳島県 海部町

名称 「海部町ふるさと教員制度特区」

区域 海部町の全域

概要 海部町では、従来より、「ふるさと教員制度」と呼ぶ、地域社会と密接に結ばれた教員を助教員として学校現場に配置し、体験的学習を中心とした特色ある教育を行ってきているが、特区の特例により、現行制度では実施できない

い学級担任や教科担任を可能とすることにより、今まで以上に地域に根ざした教育の展開を目指す。申請される規制の特例措置
・ 市町村負担教職員任用の容認

【幼保一体化関連】

9 群馬県 六合村

名称 「幼保一体化特区」

区域 六合村の全域

概要 幼稚園と保育所の合築施設において、一緒に教育・保育活動を行うことにより、子供の活動を促進し、児童の社会性・創造性の涵養を図るとともに、保護

者の負担を軽減し、女性の社会参加の推進を図る。

申請される規制の特例措置

・ 幼稚園における幼稚園児、保育所児等の合同活動の容認

【生活福祉関連】

10 熊本県 三角町・不知火町・城南町・富合町・松橋町・小川町・豊野町・中央町・砥用町・宇土市・熊本県

名称 「福祉コミュニティ特区」

区域 宇土市、三角町、不知火町、城南町、富合町、松橋町、小川町、豊野町、中央町及び砥用町の全域

概要 障害児・者、高齢者、その家族など誰もが、少ないコストで、身近な地域でより多くの福祉サービスを受けられるような地域を目指し、指定通所介護事業所において障害児のデイサービスを実施するとともに、障害児・者及び高齢者等に対する低廉な移送サービスを実施することなどにより、地域福祉の充実等を図り、もって当該地域の活性化を図る。

申請される規制の特例措置

・ 指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認
・ NPOによるボランティア輸送の有償化

新刊紹介

地域情報発信ムック2003

Re: (アール・イー)

本書は、(財)東北開発研究センター(会長・八島俊章東北電力株会長)の「住民参加型地域活動(地域づくり)に関する研究」を通じ、全国の地域づくりの事例調査を中心にまとめたもの。「地域づくりの原点」に視点を置き、地域に暮らす人々の生の声に写真を効果的に織り交ぜながら、地域づくりにかける「思い」や「情熱」が伝わる内容となっている。

具体的には、単なる地域づくり事例の紹介にとどまらず、新潟県出身

の写真家・佐藤秀明氏 最近の作品…

『グランド・ゼロ』など)への「インタビュー」をはじめ、「地域派キーパーソンからのメッセージ」、美しい景観とともに地域づくりを紹介する「フォトエッセイ」、地域づくりを成功させた事例の検証を行う「ダイナミック考現学」、また、地域の注目の話題を取り上げた「トピックス」、地域づくりのヒントとなる「考えるコラム」などで構成されている。

また、本書タイトルの「Re: (アール・イー)」は、動詞や名詞をあわせて「再び」する、新たに「する」の意味を表し、「reply (答え、返信)、response (応答、反響)、region (歴史、文化、風土の共通性から見た地域)」などの単語にもあるように、全

国の様々な地域づくり事例や地域のホットな情報を紹介することにより、何らかの反響が起き、読者との双方のコミュニケーションが図られ、地域づくりヒューマンネットワークの形成支援につなげたいとの願いが込められている。

企画・編集にあたっては、調査に携わった「地域づくり研究会」(委員長・岡崎昌之法政大学教授)の委員のほか、冊子で紹介された地域の人々の協力を得て作成された。

企画・編集

東北電力株式会社 地域交流部

発行 (株)ぎょうせい

定価 2500円(消費税込)

政 策

「規制改革集中受付月間」について

6月1日から30日

内閣官房構造改革特区推進室
内閣府総合規制改革会議事務局

1、趣旨

(1) 6月1日から30日までの間、構造改革特区の第3次提案募集と、全国規模での規制改革要望を同時に受け付ける「規制改革集中受付月間」を実施します。

(2) これまで構造改革特区の提案募集で出されながら、「今後引き続き検討」とされたものを中心に、可能な限り多くの規制を可能な限り速やかに、少なくとも構造改革特区において実現するよう、内閣官房構造改革特区推進室と内閣府総合規制改革会議事務局が連携して、取り組んでいきます。

(3) さらに、特区以外にも、全国で実施するべき規制改革要望について、幅広く要望を受け付けます。

2、応募のポイント

(1) 構造改革特区の提案で出された要望については、少なくとも特区において実施するよう、内閣官房構造改革特区推進室が中心となって関係省庁と調整します。(調整の経過についてはホームページ上で公開いたします。以下(2)についても同じ。)そ

の結果「特区で実施」となることもあれば、「全国で実施」となることもあります。(以下(2)についても同じ。)

(2) 全国規模の規制改革要望で出されたものについては、内閣府総合規制改革会議事務局が中心となって関係省庁と調整いたします。さらに、必要に応じて、総合規制改革会議においても審議いたします。

(3) 以上の調整の結果、「特区で実施」することとなったものについては、9月末を目途に構造改革特別区域推進本部において決定いたします。(構造改革特区で実施できるようにするのは、原則として平成16年4月以降の予定。)

また、「全国で実施」することとなったものについても、9月末を目途に政府決定(上記の構造改革特別区域推進本部決定を含む。)を行い、その成果を反映させます。

(4) 別紙1「構造改革特区の第3次提案募集について」の2、2(の「今回の検討の対象とする提案」に該当する規制改革事項については、重点的に各省庁と調整を図る予定ですので、原則としては「構造改革特

区の提案」として提出いただきますようお願いいたします。

(5) なお、本年度は、11月1日から30日までについても、同様の提案・要望の集中受け付けを予定しております。

3、応募の方法

(1) 提案・要望主体
どなたでも、提案・要望できます。

(2) 募集期間

平成15年6月1日から6月30日まで

提案・要望の詳細等を確認するために、こちらから問い合わせをする場合があります。最終日近くになると、スケジュールの関係上、このような確認が十分にできない場合がありますので、可能な限り、早期の提案・要望をお願いします。

最終日(6月30日)については、17時30分までに必着するようにしてください。スケジュールの都合上、期限に遅れたものは提案・要望として取り扱わないことを予めご承知ください。

(3) 提出方法

別紙1、2に添付されている様式

を郵送または持参

郵送による場合は余裕を持ってご送付ください。

(4) 提出先

原則として「構造改革特区の提案」のみの場合は内閣官房構造改革特区推進室に、「全国規模の規制改革要望」のみの場合は内閣府総合規制改革会議事務局に提出願います。「構造改革特区の提案」、「全国規模の規制改革要望」の両方を提出される場合には、原則として内閣官房構造改革特区推進室にまとめて提出願います。両組織は、本件に関する情報を共有しておりますので、事務作業の都合上、両方にはご提出いただくかないようお願いいたします。

内閣官房構造改革特区推進室 第3次募集担当
住所 〒105 0001
東京都港区虎ノ門1 23 7
第23森ビル
http://www.kantei.go.jp/jp/singui/kouzou2/index.html
内閣府総合規制改革会議事務局内 規制改革要望担当
住所 〒100 0014
東京都千代田区永田町1 11 39
永田町合同庁舎2階
http://www8.cao.go.jp/kisei/index.html

**(別紙1)
構造改革特区の第3次提案
募集について**

1、趣旨

全国で57の構造改革特区が、4月21日に誕生しました。ここでは、第1次の提案に基づく規制の特例が活用されています。また、第2次提案に基づく規制の特例(10月以降の申請から対象)も加えて、これらを活用して、今後、新たな特区が生まれ、既存の特区が更に充実されたりすることが期待されています。

今後さらに、地方や民間の創意工夫を活かしたプロジェクトを推進するための特区を実現するためには、規制の特例の一層の拡充が必要です。

そこで、「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)に基づき第3次の提案募集を行いますので、下記の応募のポイント、応募方法をご確認の上、ご応募ください。

2、応募のポイント

(1) 募集の対象について

・今回募集では、特区構想と当該特区構想で活用する規制の特例とを併せて提案してください。

イ・特区構想

イ 1 拡充(すでに認定された構造改革特区の拡充を図るもの)

イ 2 新規(認定された構造改革特区以外のもの)

ロ・特区構想で活用する規制の特例の提案

ロ 1 再提案(第1次、第2次の提案募集で特区において認められなかった事項等)についての再提案)

ロ 2 新たな提案(過去の提案募集で提案されていないもの)

(2) 規制の特例の提案について

今回の検討の対象とする提案

・構造改革特区推進のための基本方針(平成14年10月構造改革特区推進本部決定)の趣旨にかんがみ、各省市との調整を重点的・効率的に実施するため、今回の検討においては、次の条件を満たすものを対象とすることとします。なお、第1次、第2次の提案募集の結果、「現行で対応可」、「事実誤認」等として取り扱われた事項のうち、下記に照らして、今回の検討の対象とならないものを構造改革特別区域推進本部のホームページに例示しますので、参照してください。

きるもの(地方公共団体が独自に行っている規制を含む)でないこと
八・単なる税財源措置の優遇を求めたものでないこと
二・その他、提案の実現により、全国的な構造改革が進むものと認められるものであること
再提案の留意事項
・第1次、第2次の提案募集で特区において認められなかった事項についての再提案を行う場合は、「特区において認められなかった事項の論点整理(各省市からの回答)」(構造改革特別区域推進本部のホームページにおいて後日公表)を踏まえ、各省市の懸念事項の具体的な解決方法や当該事項を実施することによる具体的な効果等が明らかになるようにして下さい。

(3) 特区構想の提案について

・特区構想の提案にあたっては、提案している規制の特例の導入により、どのような取組みが推進されるのか、具体的に分かるようにして下さい。
・特区構想の拡充とは、既に認定された特区計画について、当該計画の目標の達成や効果の拡大等のために必要な新たな規制の特例を定めるものです。新たな規制の特例の導入により、どのような効果が見込まれるのか、具体的に分かるようにして下さい。

(4) 認定申請と提案募集の違いについて

・今回の提案募集は、特区における規制の特例の拡充を行うためのもの

あって、法律に基づく構造改革特区の認定申請とは全く異なるものです。
・今回の提案を行わなかったからといって、構造改革特区計画の認定にあつて不利となるようなことはありませんが、認定に当たって何らかの考慮がなされることもありません。

3、応募の方法

構造改革特別区域推進本部のホームページ
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>をJ参照下さい。

**(別紙2)
全国規模の規制改革要望の
募集について**

1、応募のポイント(募集の対象について)

今回募集する要望は次のとおりです。
イ・全国規模での規制改革の要望
必ずしも法令上の問題ではなく、規制的な運用に問題がある場合も含め、要望の対象とします。

ロ・構造改革特区の第1次、第2次の提案募集で、特区において認められた特例措置について、これを全国規模の規制改革に早期展開したいとする要望

2、応募方法

総合規制改革会議事務室のホームページ
<http://www8.cao.go.jp/kseif/index.html>をJ参照下さい。

フォーラム

現地レポート

第3回ふるさとイベント大賞「スポーツ・文化部門」部門賞受賞

日本一の巨大迷路

「とうもろこし3万坪迷路」で地域づくり



空からみた巨大迷路の全景

北海道 ほん べつ ちょう 本別町

本別町は東西に31・8 km、南北は16・5 kmの広がりを持ち、総面積は391・99 km²に及んでいます。東部と南部は標高200 m前後の丘陵、西部・北部は50 mから300 mの段丘地となっており、一級河川十勝川水系の利別川と美里別川の両河川に沿って平地が形成されています。

気候は、内陸性気候を呈し、夏季の気温はやや高いが気温格差が大きく、冬季の乾燥が著しい状況となっています。気温は9月上旬から急に下がりはじめ、平均気温

本別町は北海道の東部、十勝川の支流、利別川沿いの沖積土地帯に広がる肥沃な土地に恵まれ、良質な豆を特産品とした畑作と酪農が調和した農業を基幹産業として発展してきました。

地理的には、十勝支庁管内の東北部に位置し、東は浦幌町・釧路管内白糠町に、西は土幌町・上土幌町に、南は池田町、北は足寄町にそれぞれ隣接しています。

本別町の概要



フォーラム



タイムトライアルに挑戦

5・8、年間降水量712mm、降雪量は92cmと少ないものの、年間の寒暖の差が大きく、最高・最低値で約60 となります。年間日照時間は1、722時間と北海道的にみても多い状況となっています。

巨大迷路の誕生

「とうもろこし3万坪迷路」は、昭和63年より毎年8月中旬、10ha(3万坪)の緑肥用デントコーン畑に、子供たちから公募した図案を参考にして、幅3m総延長約8kmの迷路を作り上げます。

会場には展望台、お祭り広場、麦束ピラミッド、特産品コーナー等を設置し、一日中グリーンジャングルで楽しめるものであり、開催期間中、じゃがいも・とうもろこしの収穫祭を始め、麦わらブー

ル宝さがしゲーム等各種ミニイベントを開催しており、来場者と地元の人々との交流が、大空と緑のもと自由に繰り広げられます。来場者は全国各地より訪れており、毎年、一万人以上の方が日本一大きい巨大迷路に挑戦しています。

人口一万人程度の町において、事業費一千万円を超えるイベント
安全で活力のある農産品を生産するために、畑の「土」が肥えていなければ良い農産品が生産出来ません。化学肥料等に頼らず、デントコーンを畑にすき込むことにより「土づくり」を行っています。この「土づくり」が迷路の始まり



麦束ピラミッド

は平均入場者数15、000人とともに、基幹産業である農業、更には観光産業の地域経済に及ぼす効果は甚大なものがあります。加えて、未来に大きな夢を描く子供たちが、畑の中で泥んこになって遊ぶことにより、土との触れ合いの大切さと土の温もりを知ることにより地域の大切さを知る良い教室になっています。

りです。緑肥用として植えるデントコーンを単にほ場にすき込むだけでなく、ほ場いっぱい子供たちの描いた絵を参考に迷路として遊ぼうと考え「とうもろこし3万坪迷路」を実施しています。地域住民と都市住民が実際にそのほ場に立つことにより、農業の現状を知りそして理解を深めてもらう、更に子供たちと大人が一緒

になり、土の温もりと泥んこになって遊ぶ喜びを伝えることにより、本町の基幹産業である農業の振興と観光産業の振興を図るものです。
地域づくりにおける意義と効果

農業を基幹産業としている本町にとって、地力回復による有機農法・減農薬の実施による安全な食料生産はガット合意後の日本の農業にとって最も重要な課題であり、消費者に安全な食料を提供することが、日本の食糧基地十勝の農業振興に必要であります。

このイベントは北海道・十勝の広大な畑を利用しなければ出来ないイベントであり、平成9年3月にホクレンが主催するホクレン夢大賞「農業応援部門」の大



迷路の様子

フォーラム

賞を受賞したことは、この事業が単なるイベントではなく、農業の基本である「土づくり」を通じた農業の確立を目指した、「とうもろこし3万坪迷路」の当初の目的を確認することが出来ました。

さらに、今、クリーンな農業が全国的に叫ばれており、本当に「土づくり」を考え、人にやさしい農業をめざしている本町にとって「とうもろこし3万坪迷路」はクリーン農業のアドバルーンであり、全国へ本別町の農業を発信するものであります。

「とうもろこし3万坪迷路」は全国で初めての試みであり、日本一面積の大きい迷路と言えます。タイムカード提出者によると、全国各地からの入場者がおり北海道においては百以上の市町村からの入場があり、広く他の地域との交流が推進され、知名度の向上、地域経済の活性化と観光産業の振興に貢献しています。さらに、迷路の空撮を利用した、テレフォンカード、文(ふみ)カード、とうもろこしのオリジナル缶詰等、各種グッズも販売しており、「とうもろこし3万坪迷路の町」本別町は、クリーンな農産物を全国へ向け、発信をしています。

また、このイベントをきっかけに町内の異業種の青年達が集まり、一つの目的に共に苦勞する中で、強い連帯感を持ち、その後の町内他の催しに協力する等、まちおこしの起爆剤になっており、

新しい地域おこしグループも設立し、迷路を通して地域の活性化が図られています。

「とうもろこし3万坪迷路」の企画・運営は、町内の各種団体による実行委員会方式で行われており、町民手づくりのイベントであり、町民の自主性と行政のバックアップにより本年度も8月9日から15



麦わらプール宝さがし

日までの7日間開催されます。

☒主体性・地域性

「とうもろこし3万坪迷路」は、異業種の仲間たちが集まり始めたイベントであり、農業者・商業者・建設業者・自営業・公務員等多くの町民の手づくりにより開催されています。第4回目からは、実行委員会体制を確立し、企画・運営されています。

町内の各種団体や個人会員がそれぞれの立場で出来ることを実施し、町民と行政が一体となったイベントを開催しており、これから

のまちづくりにも応用できるものであります。実行委員会への加入は、団体加入及び個人加入で、参加・脱退ともに自由であります。特に、第1回目から携わっている

メンバーや一線を退いた個人も迷路OBとして忙しい開催期間中は、手伝いとして運営に当たっています。

「継続は力なり」とのことわざのとおり、本年度16回目を迎える「とうもろこし3万坪迷路」は、名実ともに十勝を代表する夏のイベントであり、全国各地から多くのファンが日本一大きな迷路に挑戦

しています。

☒終わりに

「とうもろこし3万坪迷路」は、昭和63年、異業種の仲間たちが集まり始めたイベントで民間人自らが企画・計画したものであり、行政的な発想では開催することは出来なかつたと考えます。

平成3年度より本別町・JAB本別町・商工会等15団体で実行委員会体制を組織し、現在の形となり地域住民全体で迷路を運営しており、地域住民が一体となって地域づくりに取り組んでいます。

迷路の当初の目的である「土づくり」は、現在の厳しい農業情勢の中でも重要なポイントであり、消費者が安心して食べられる農産物を生産することが、日本の食料基地北海道の使命であり農業を基幹産業とする本町の使命と考えます。

また、過疎地である本町にとって、「とうもろこし3万坪迷路」開催による、交流人口の増加は観光客の増加にもつながり、観光産業の振興にも寄与しています。

「人にやさしい一万人家族のまちづくり」をキャッチフレーズにまちづくりを進めている本町は、迷路を通じ、自然にも、環境にもやさしい取組みを展開しております。是非、一度、日本一大きい迷路に挑戦してみてください。お待ちしております。

(北海道本別町長 高橋 正夫)

随 想

市町村合併を考える
〜今なぜ合併か〜



徳 真 藏
長 町 連 勝
県 縄 沖
徳 真 藏

今、平成の大合併という大波が怒濤の如く押し寄せており各地で合併を考える協議会や研究会、連絡会、勉強会が花盛りになつてきた。資料によると、その数も全国市町村の三分の二に及ぶようである。

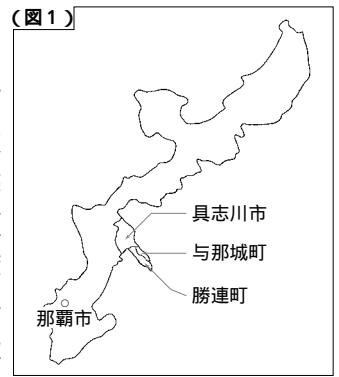
厳しい財政事情の中で行政合併こそが有効な行政改革であることは論をまたないが、そもそも合併は将来における地域のあり方や住民の暮らしに大きく関わってくることから住民の意志決定を基本におくべきであり、行政のみで判断すべきではないことは当然の理である。合併を容易に進めるためには、合併市町村間の地理的條件や住民間の交流、行政間の交流がなければなかなか前に進まないと考える。

その点、具志川市、勝連町、与那城町の一市二町は、(図1)に見るように地形的にも一つになっている。住民間の交流も平安座島以西、津堅島、浜比嘉島の住民の多くも具志川市内に住居を構えており交流は盛んである。行政間の交流でも、ごみ処理、し尿処理、火葬場の運営、地下ダム事業など共同で行っている。所轄警察署と協

▽ 勝連城跡



力して行う交通安全対策、防犯対策等も一市二町で組織する協議会で行っている。住民の日常生活、経済活動についても具志川市と大きく関わっており合併を進める上では好条件が揃っている。一市二町を取り巻く種々の行政課題も共通しており少子高齢化という厳しい時代を迎えている。



一市二町も(表一)で示すように高齢化が進行しており、福祉医療を支える労働人口の減少、保健福祉を支えるマンパワー、専門性を有するボランティアの確保が困難になることや、財政の硬直化が進行している中で地方交付税が見直され多額の交付税が減額になっている。起債制度を活用し借金して整備した公共事業に係る借金の返済に、多額の財源を充てなければならず財政硬直化に拍車をかけている。

ところで、一市二町の財政状況を一般会計の決算ベースでシミュレーションした場合(概算による)(表二)で示すように、町側が平成十五年度以降、市側で平成十六年

損害保険

代理店

株式会社 千 里 (ちさと)

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

☎ 03-5512-4726(代)

営業所(全国24か所)

随 想

(表1) 人口に占める65才以上の割合

単位: 百万

	現 在	2015年	2030年
具 志 川 市	12.0 %	17.8 %	23.3 %
勝 連 町	15.2 %	19.7 %	27.9 %
与 那 城 町	19.4 %	22.3 %	30.0 %

(表2) 一般会計決算ベースでシミュレーションした場合

単位: 百万

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
具 志 川 市	401	318	±0	658	699	750	839	877
勝 連 町	75	±0	218	369	338	328	305	258
与 那 城 町	147	±0	111	273	53	126	169	206

度以降、赤字団体となり厳しい財政運営となる。これからの地方分権の自己決定権を拡大する仕組みでもあり、小規模自治体で自ら考え、自ら決定し総合的な行政サービスを提供することが可能なのか些か疑問である。このような状況に鑑みて、将来における行政サービスを考えれば住民に不安を与えない為にも行財政改革の一つの手段として行政合併を検討することも必要である。

今回、他市町村に先がけて合併協議が進んできたのは、具志川青年会議所(一市二町が活動エリアである)の大きな働きである。同会議所の計画で市町村合併フォーラムが開催されパネリストとして参加した三首長とも行政合併については前向きに検討する旨表明したのである。このことがきっかけとなり首長間で合併についての話が進み、愈々、平成十三年十二月に「合併を考える任意の協議会」を設置し、平成十五年二月に「法定協議会」の設置に漕ぎ着ける事ができたのである。行政合併は歴史的な大事業であり、そこに住民の意向を尊重する型で進めなければならない。その

ためには、今なぜ合併かについて住民の理解を得ることが何よりも大切である。合併についての基礎的な資料を纏めた確かな情報を住民に提供する責任が行政側にある。次に大事なことは、合併してどう変わっていくのか、詳細について住民に情報を提供し住民の批判を受けることも重要なことである。

次に、合併特例法についてであるが合併を決定したが、諸般の事情によつて特例法で示す期日に間に合わない場合の取り扱いについては経過措置の中で優遇措置の全部について適用することにについても検討が必要であると考える。

温泉よりもっと『温泉』!

準天然

トロン温泉



自治体事例=ごみ焼却施設の余熱を利用した埼玉県朝霞市の「憩いの湯一湯〜ぐうじょう」

★自慢のふるさとをつくりませんか?! トロン温泉

地域が誇れる自慢の施設に自治体も、住民も満足しています

★“活” トロン温泉で若返るふるさと

高齢化社会の救世主として評価が高まる究極施設です

★トロン温泉がつくる元気な街!

数100の自治体がトロン温泉を設置し、実績を上げています

★“夢舞台” 歓声が聞こえるトロン温泉

老若男女が集う新コミュニティ施設として、自治体の新名所に

◆ランニングコストが天然温泉の1/10で済むトロン温泉は、行財政改革の救世主です。

◆数100の自治体が、天然温泉からトロン温泉に切り替えて成功しています。

企画立案から設計施工、施設運営まで協力します/富士山麓入浴施設の体験入浴セミナー申し込み・資料請求を受け付け中

(株)日本トロン開発協会 〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-12 TEL: 03-3221-1601(代) FAX: 03-3221-1361

政策リーダー

政策リーダー

医療提供体制の改革のビジョン案
まとまる 厚生労働省

厚生労働省は四月二十五日、国民的な合意を得て改革を推進するため、二十一世紀における医療提供体制の将来像のイメージと当面進めべき施策を提示した「医療提供体制の改革のビジョン案」を取りまとめた。

ビジョン案は、患者と医療人との信頼関係の下に、患者が健康に対する自覚を高め医療への参加意識を持ち、予防から治療までのニーズに応じた医療サービスが提供される患者主体の医療を確立することを基本とし「患者の視点の尊重」「質が高く効率的な医療の提供」「医療の基盤整備」の三本柱で構成されている。

具体的には、医療機関及び診療情報の提供の促進、E B Mの推進等による「医療に関する情報提供の推進」、医療事故の発生予防・再発防止システムの構築等による「安全で安心できる医療の再構築」、一般と療養病床の区分及び機能分化、病診及び地域医療連携等の推進、救急医療体制の整備、小児医療の充実、へき地医療の確保、終末期医療の在り方等による「質の高い効率的な医療提供体制の構築」、時代の要請に応じた看護の在り方の見直し等による「医療を担う人材の確保と資質の向上」、メディカル・フロンティア戦略の着実な推進等による「生命の世紀の医療を支える基盤の整備」が提言されている。

家電リサイクルの実績を公表

環境省

環境省は五月十二日、平成十四年度の家電リサイクル実績を公表した。

全国の指定引取場所が引き取った廃家電は一、〇一五万台前年度比一九％増)となっており、全国四〇か所の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は一、〇一六万台(同一％増)となっている。

再商品化等処理重量に対する再商品化重量の割合を示す再商品化率をみると、エアコンが七八％(前年度比増減なし)、テレビが七五％(同一％増)、冷蔵庫が六一％(同一％増)、洗濯機が六〇％(同四％増)となっており、これらは、法律で定められた再商品化等の量に関する基準(エアコン六〇％、テレビ五五％、冷蔵庫五〇％、洗濯機五〇％)を上回っている。

平成十四年度における家電四品目の全国出荷量が前年度比九五％と減少している中で、買い換えに伴って排出されることが多い廃家電のリサイクル実績で大幅な上昇がみられたことは、消費者をはじめとする多くの関係者の理解と協力があって、家電リサイクル制度が着実に定着してきていることを示しているとしており、今後、環境省及び経済産業省では、これらの結果を踏まえ、家電リサイクル法施行状況をさらに調査・分析し、引き続き制度の円滑な実施に努めていくこととしている。

平成十四年度水産白書公表

平成十四年度の「水産の動向に関する年次報告」(水産白書)が閣議決定の上、公表された。

白書は、まず導入部で「トピックス」として、この一年間の水産をめぐる重要な動きや出来事を取り上げ、資源回復計画の実施、漁協合併、W T O新ラウンド交渉、鯨類を含む海洋性資源の持続的利用に向けて、水産物の人口種苗生産技術の進展、指定漁業の許可の一斉更新、食品安全基本法制定と食品安全委員会の設立についてそれぞれのテーマごとにわかりやすく紹介している。

次に「第一章特集 水産物の安全・安心を求めて」では、食品の安全の確保について、これまで講じてきた取り組みの結果、消費者に与える危害が大きく減少していることを紹介し、さらに安全・安心を実現するため、生産過程の各所で安全性の確保を高める取り組みが実施されていることなどを解説している。

また、「第二章 平成十三年度以降の我が国水産の動向」では、我が国の水産物の需給について、国内漁業生産が四％減少し、輸入が八％増加したことや、漁業を巡る国際動向、漁業経営、漁村の現状と活性化への取組、水産業・漁村の有する多面的機能について図表や事例をまじえて紹介している。